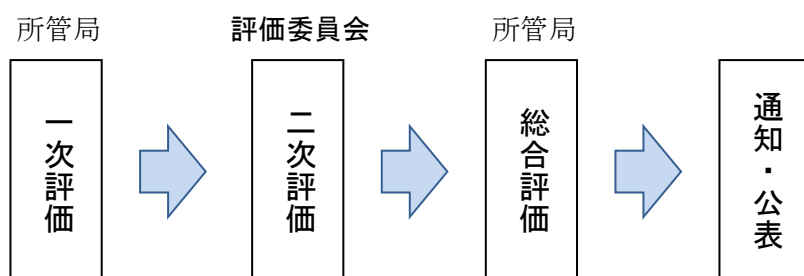


指定管理者による管理運営状況評価制度について

1 評価制度の目的

- 指定管理制度を導入した公の施設の管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施し、その結果を管理運営業務に反映していくことで、都民サービスの一層の向上を図る。

2 評価の流れ



3 一次評価（所管局による客観的評価）

- 施設の設置目的などを踏まえ、最も効果的に管理運営状況进行评估できる複数の確認項目を設定し、果たすべき業務の水準の達成状況を、3段階で評価を行う。

・「水準を上回る」 2点

・「水準どおり」 1点

・「水準を下回る」 0点

※ただし、以下の項目の配点を2倍とする。

・人権相談の実施状況

・都の政策と連動した事業の実施

- 全確認項目で中位の評価（「水準どおり」）を受けた場合の合計点を標準点として、各確認項目評価の得点の合計点に基づき、一次評価を決定

評価	確認項目評価の得点の合計点	標準点 35点
S	標準点の 1.33 倍以上	47 点以上
A	標準点の 1.25 倍～1.33 倍	44 点～46 点
B	標準点の 0.88 倍～1.25 倍	31 点～43 点
C	標準点の 0.88 倍以下	30 点以下

確認項目の評価の得点の合計点にかかわらず、指定管理者の責に帰すべき事由により、①利用者等の生命・身体・財産に重大な損害が生じた場合、②施設運営に関

連して法令・協定等に関する違反があった場合、③その他公の施設の設置者としての都の信頼を損ねた場合には、その後改善された場合であっても、一次評価は「C」とする。

4 二次評価（評価委員会による専門的な評価）

- 評価委員会を設置し、各種資料をもとに一次評価の内容について検証し、管理運営状況、事業効果その他について客観的・専門的な評価を行う。
- 審議は原則公開
- 指定管理者のサービス水準の向上、効率的な運営の推進等に関する助言を行うことができる。

評価	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営に良好ではない点が認められた施設

- 「S」評価は、特に優れた取組を行い、成果を挙げている指定管理者を評価するために用いる。よって、「S」と位置付ける場合は、指定管理者の取組や成果が真に当該評価に該当するものであるか、十分に検証する。

5 総合評価（所管局による総合的な評価）

- 一次評価結果及び二次評価結果に基づき、総合評価を決定

6 評価結果の公表

- 総合評価の結果については、施設名や評価内容、評価委員会委員の氏名等を公表